表 1 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項目	基準
		デジタル化	工程のデジタル化 (DTP 化)率が 50%以上であること。
製版		廃液及び製版フィルム	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルム
		からの銀回収	から銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリ	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行って
		サイクル	いること。
印刷	オ	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を
	A フ		講じていること。
	ナ		輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を
			設置し、適切に運転管理していること。
	ット	製紙原料へのリサイク	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリ
	Γ'	ル	サイクル率が 80%以上であること。
	デ	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活
	ジ		動を行っていること。
	タ	製紙原料等へのリサイ	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等への
	ル	クル	リサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイ	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)
771	т.	クル	の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じてい
製本加工			ること。
		製紙原料へのリサイク	損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイク
		ル	ル率が 70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
 - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
 - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル(印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む)は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の 環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実 施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
 - 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料への リサイクル以外のリサイクル (RPF への加工やエネルギー回収等) を含む。